

流域の視点からの沿岸生態系の再生を通じた里海づくりの推進に関する

協定書

パタゴニア・インターナショナル・インク（以下「甲」という。）と環境省（以下「乙」という。）は、流域の視点からの沿岸生態系の再生を通じた里海づくりの推進に向けた連携及び協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、お互いが有する知見や活動を補完し、融合させることで、沿岸域の総合的管理の視点から、生物多様性及び生物生産性の向上を図り、保全と利活用的好循環を目指した里海づくりを推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力に関する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のとおり相互に連携して協力する。

- 一 流域の視点からの沿岸生態系の再生を通じた里海づくりに関して両者が実施する地域における事業間の連携や情報及び経験の共有に関する取組の推進
- 二 流域の視点からの沿岸生態系の再生を通じた里海づくりに関して両者が実施する地域における事業から得られた知見及び経験等の総括及び活用
- 三 流域の視点からの沿岸生態系の再生を通じた里海づくりの実現に向けた総合的沿岸管理をはじめとした取組の重要性や認知度の向上
- 四 その他、甲と乙の協議により取り組むと合意された事項

（協定の変更）

第3条 本協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、2030年度末日とする。ただし、甲又は乙が希望する場合、有効期間を延長することができるとともに、当該期間の満了の日に満たない場合であっても、甲又は乙から解除の申入れは可能とする。

（疑義等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が本協定の趣旨に従い協議して定める。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和7年7月23日

甲 パタゴニア・インターナショナル・インク

日本における代表者（日本支社長）



乙 環境省

環境大臣

浅尾 慶一郎